

**【関連資料】**

## **1 児童相談所一覧等**

- **全国児童相談所一覧**
- **児童相談所等の児童虐待・非行対応  
専従組織等の設置状況**

全国児童相談所一覧（平成20年4月1日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
1 北海道	中央児童相談所	064-8564	札幌市中央区南山西町2-1-1	011-631-0301
	旭川児童相談所	070-0040	旭川市10条通1	0166-23-8195
	稚内分室	097-0002	稚内市湖見1-11	0162-32-6171
	帯広児童相談所	080-0802	帯広市東2条南24-14	0155-22-5100
	釧路児童相談所	085-0053	釧路市豊川町3-18	0154-23-7147
	函館児童相談所	040-8552	函館市中島町37-8	0138-54-4152
	北見児童相談所	090-0061	北見市東陵町36-3	0157-24-3498
	岩見沢児童相談所	068-0828	岩見沢市鳩が丘1-9-16	0126-22-1119
	室蘭児童相談所	050-0082	室蘭市善町1-6-12	0143-44-4152
	2 青森	中央児童相談所	039-0003	青森市石江字江渡5-1
むつ児童相談所		035-0073	むつ市中央1-1-8	0175-23-5975
弘前児童相談所		036-9065	弘前市大字西城北1-3-7	0172-36-7474
五所川原児童相談所		037-0046	五所川原市栄町10	0173-38-1555
八戸児童相談所		039-1101	八戸市大字内町字鴨田7	0178-27-2271
七戸児童相談所		039-2571	上北郡七戸町字蛇坂55-1	0176-60-8086
3 岩手	福祉総合相談センター	020-0015	盛岡市本町通3-19-1	019-629-9600
	宮古児童相談所	027-0075	宮古市和見町9-29	0193-62-4059
	一関児童相談所	021-0027	一関市竹山町5-28	0191-21-0560
4 宮城	中央児童相談所	980-0014	仙台市青葉区本町1-4-39	022-224-1532
	東部児童相談所	986-0812	石巻市東中里1-4-32	0225-95-1121
	気仙沼支所	988-0066	気仙沼市東新町3-3-3	0226-21-1020
	北部児童相談所	989-6161	大崎市古川新南2-4-3	0229-22-0030
5 秋田	中央児童相談所	010-1602	秋田市新屋下川原町1-1	018-862-7311
	北見児童相談所	018-5601	大館市十二所字平内新田237-1	0186-52-3956
	南見児童相談所	013-8503	横手市旭川1-3-46	0182-32-0500
6 山形	中央児童相談所	990-0031	山形市十日町1-6-6	023-627-1195
	庄内児童相談所	997-0013	鶴岡市道形町49-6	0235-22-0790
7 福島	中央児童相談所	960-8002	福島市森合町10-9	024-534-5101
	県中児童相談所	963-8540	郡山市鷹山1-1-1	024-935-0611
	白河相談室	961-0074	白河市字郭内127	0248-22-5648
	会津児童相談所	965-0003	会津若松市一覽町大字八幡字門田1-3	0242-23-1400
	南会津相談室	967-0004	南会津町大字田島字天満沢甲2542-2	0241-63-0309
	浜児童相談所	970-8033	いわき市自由が丘38-15	0246-28-3346
8 茨城	南相馬相談室	975-0031	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1135
	中央児童相談所	310-0011	水戸市三の丸1-5-38	029-221-4992
	日立児童分室	317-0072	日立市井天町3-4-7	0294-22-0294
	鹿行児童分室	311-1517	鉾田市鉾田1367-3	0291-33-4119
	土浦児童相談所	300-0815	土浦市中央津2-10-50	029-821-4595
	筑西児童相談所	308-0847	筑西市玉戸1336-16	0296-24-1614
9 栃木	中央児童相談所	320-0071	宇都宮市野沢町4-1	028-665-7830
	県南児童相談所	328-0042	栃木市沼和田町17-22	0282-24-6121
	県北児童相談所	329-2723	那須塩原市南町7-20	0287-36-1058
10 群馬	中央児童相談所	379-2166	前橋市野中町360-1	027-261-1000
	西部児童相談所	370-0829	高崎市高松町6	027-322-2498
	東部児童相談所	373-0033	太田市西本町41-34	0276-31-3721
	中央児童相談所	362-0013	上尾市上尾村1242-1	048-775-4152
11 埼玉	南児童相談所	330-0073	さいたま市浦和区元町2-30-20	048-885-4152
	川越児童相談所	350-0838	川越市宮元町33-1	049-223-4152
	所沢児童相談所	359-0042	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152
	熊谷児童相談所	360-0014	熊谷市箱田5-12-1	048-521-4152
	越谷児童相談所	343-0033	越谷市大字愚問402-1	048-975-4152

全国児童相談所一覧（平成20年4月1日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
12 千葉	中央児童相談所	263-0016	千葉市稲毛区天台1-10-3	043-253-4101
	市川児童相談所	272-0026	市川市東大和田2-8-6	047-370-1077
	柏児童相談所	277-0831	柏市根戸445-12	04-7131-7175
	鏡子児童相談所	288-0813	鏡子市台町2183	0479-23-0076
	東上総児童相談所	297-0029	茂原市高師3007-6	0475-27-1733
	君津児童相談所	299-1151	君津市中野4-18-9	0439-55-3100
	児童相談センター	162-0052	新宿区戸山3-17-1	03-3208-1121
	品川児童相談所	140-0001	品川区北品川3-7-21	03-3474-5442
	墨田児童相談所	130-0022	墨田区江東橋1-16-10	03-3632-4631
	杉並児童相談所	167-0052	杉並区南荻窪4-23-6	03-5370-6001
13 東京	北見児童相談所	114-0002	北区王子6-1-12	03-3913-5421
	立川児童相談所	190-0012	立川市曙町3-10-19	042-523-1321
	小平児童相談所	187-0002	小平市花小金井1-31-24	042-467-3711
	八王子児童相談所	193-0931	八王子市台町2-7-13	042-624-1141
	足立児童相談所	123-0845	足立区西新井本町3-8-4	03-3854-1181
	多摩児童相談所	206-0024	多摩市旗台2-6	042-372-5600
	世田谷児童相談所	156-0054	世田谷区桜丘5-28-12	03-5477-6301
	中央児童相談所	252-0813	藤沢市亀井野3119	0466-84-1600
	鎌倉三浦地域児童相談所	238-0006	横須賀市日の出町1-4-7	046-828-7050
	小田原児童相談所	250-0042	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000
14 神奈川	相模原児童相談所	229-0006	相模原市湖沼辺2-7-2	042-750-0002
	厚木児童相談所	243-0004	厚木市水引2-3-1	046-224-1111
	中央児童相談所	950-0121	新潟市江南区亀田向陽4-2-1	025-381-1111
	長岡児童相談所	940-0865	長岡市西四郎町字沖田237	0258-35-8500
	上越児童相談所	943-0807	上越市春日山町3-4-17	025-524-3355
	新発田児童相談所	957-8511	新発田市豊町3-3-2	0254-26-9131
	南魚沼児童相談所	949-6823	南魚沼市六日町620-2	025-770-2400
	富山児童相談所	930-0964	富山県石川町4-52	076-423-4000
	高岡児童相談所	933-0045	高岡市本丸町12-12	0766-21-2124
	中央児童相談所	920-8557	金沢市本多町3-1-10	076-223-9553
15 新潟	七尾児童相談所	926-0031	七尾市古府町七郎8	0767-53-0811
	総合福祉相談所	910-0026	福井市光陽2-3-36	0776-24-5138
	敦賀児童相談所	914-0074	敦賀市角鹿町1-32	0770-22-0858
	中央児童相談所	400-0005	甲府市北新1-2-12	055-254-8616
	都留児童相談所	402-0054	都留市田原3-5-24	0554-45-7835
	中央児童相談所	380-0928	長野市若里7-1-7	026-228-0441
	松本児童相談所	390-1401	東京府都波田町9986	0263-91-3370
	飯田児童相談所	395-0157	飯田市大瀬木1107-54	0265-25-8300
	諏訪児童相談所	392-0027	諏訪市湖岸通り11-19-13	0266-52-0056
	佐久児童相談所	385-0022	佐久市岩村田3152-1	0267-67-3437
16 富山	中央子ども相談センター	500-8385	岐阜市下奈良5-2-1	058-273-1111
	西濃子ども相談センター	503-0852	大垣市赤森町5-1458-10	0584-78-4838
	中濃子ども相談センター	505-8508	美濃加茂市古井町下古井字大脇2610-1	0574-25-3111
	東濃子ども相談センター	507-8708	多治見市上野町5-68-1	0572-23-1111
	飛騨子ども相談センター	506-0032	高山市千鳥町35-2	0577-32-0594
17 石川	中央児童相談所	422-8031	静岡市駿河区有明2-20	054-286-9204
	西部児童相談所	430-0929	浜松市中央区中央1-12-1	053-458-7189
	掛川支所	436-0073	掛川市金城93	0537-22-7211
	東部児童相談所	410-8543	沼津市高島本町1-3	055-920-2083
	賀茂児童相談所	415-0016	下田市531-1	0558-24-2038

全国児童相談所一覧（平成20年4月1日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
23 愛知	中央児童・障害者相談センター	460-0001	名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-7250
	海部児童・障害者相談センター	496-0011	津島市森原町字郷西40	0567-25-8118
	知多児童・障害者相談センター	475-0902	半田市宮路町1-1	0569-22-3939
	西三河児童・障害者相談センター	444-0860	岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2779
	豊田加茂児童・障害者相談センター	471-0877	豊田市緑町1-22-1	0565-33-2211
	新城設楽児童・障害者相談センター	441-1326	新城市宇中野6-1	0536-23-7366
	東三河児童・障害者相談センター	440-0806	豊橋市八町通5-4	0532-54-6465
	一宮児童相談センター	491-0917	一宮市昭和1-11-11	0586-45-1558
	春日井児童相談センター	480-0304	春日井市神座町713-8	0568-98-7501
	刈谷児童相談センター	448-0851	刈谷市神田町1-3-4	0566-22-7111
24 三重	北勢児童相談所	510-0894	四日市市山崎町977-1	059-347-2030
	中勢児童相談所	514-0113	津市一身田大古曾字雁田694-1	059-231-5666
	南勢志摩児童相談所	516-8566	伊勢市勢田町622	0596-27-5143
	伊賀児童相談所	519-8533	伊賀市四十九町2802	0595-24-8060
	紀州児童相談所	519-3695	尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3435
25 滋賀	中央子ども家庭相談センター	525-0072	草津市笠山7-4-45	077-562-1121
	彦根子ども家庭相談センター	522-0043	彦根市小泉町932-1	0749-24-3741
26 京都	宇治児童相談所	611-0033	宇治市大久保町井ノ尻13-1	0774-44-3340
	京都児童相談所	602-8075	京都市上京区小川通中立売下ル下小川町184-1	075-432-3278
	福知山児童相談所	620-0881	福知山市宇野小字内田1939-1	0773-22-3623
27 大阪	中央子ども家庭センター	572-0838	寝屋川市八坂町28-5	072-828-0161
	池田子ども家庭センター	563-0041	池田市満寿美町9-17	072-751-2858
	吹田子ども家庭センター	564-0072	吹田市出口町19-3	06-6389-3526
	東大阪子ども家庭センター	577-0809	東大阪市永和1-7-4	06-6721-1966
	富田林子ども家庭センター	584-0031	富田林市寿町2-6-1 大阪府南河内府民センタービル内	0721-25-1131
	岸和田子ども家庭センター	596-0043	岸和田市宮前町7-30	072-445-3977
	中央子ども家庭センター	673-0021	明石市北玉手町13-5	078-923-9966
	洲本分室	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	0799-26-2075
	西宮子ども家庭センター	662-0862	西宮市青木町3-23	0798-71-4670
	川西分室（西宮子ども家庭センター）	666-0017	川西市火打1-22-8	072-756-6633
28 兵庫	柏原分室	669-3309	丹波市柏原町柏原688	0795-73-3866
	尼崎駐在	661-0024	尼崎市三反町1-1-1	06-6423-0801
	姫路子ども家庭センター	670-0092	姫路市新在家本町1-1-58	0792-97-1261
	豊岡子ども家庭センター	668-0025	豊岡市幸町1-8	0796-22-4314
	中央子ども家庭相談センター	630-8306	奈良市紀寺町833	0742-26-3788
	高田子ども家庭相談センター	635-0095	大和高田市大中17-6	0745-22-6079
	子ども・障害者相談センター	641-0014	和歌山市毛見1437-218	073-445-5312
	紀南児童相談所	646-0062	田辺市明洋1-10-1	0739-22-1588
	新高分室	647-8551	新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-22-8551
	中央児童相談所	680-0901	鳥取市江津318-1	0857-23-1031
31 鳥取	米子児童相談所	683-0052	米子市博労町4-50	0859-33-1471
	倉吉児童相談所	682-0881	倉吉市宮川町2-36	0858-23-1141
	中央児童相談所	690-0823	松江市西川津町3090-1	0852-21-3168
	隠岐相談室	695-8601	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9706
	出雲児童相談所	693-0051	出雲市小山町70	0853-21-0007
	浜田児童相談所	697-0023	浜田市上府町イ2591	0855-28-3560
	益田児童相談所	698-0041	益田市高津8-14-8	0856-22-0083
	中央児童相談所	700-0952	岡山市南方2-13-1	086-246-4152
	倉敷児童相談所	710-0052	倉敷市美和1-14-31	086-421-0991
	高梁分室	716-8585	高梁市落合町近似286-1	0866-22-4111
33 岡山	高梁分室新見相談室	718-8560	新見市新見2056-1	0867-72-1177
	津山児童相談所	708-0004	津山市山北288-1	0868-23-5131

全国児童相談所一覧（平成20年4月1日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
34 広島	広島こども家庭センター	734-0003	広島市南区宇品東4-1-26	082-254-0381
	福山こども家庭センター	720-0838	福山市瀬戸山北291-1	084-951-2340
	備北こども家庭センター	728-0013	三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181
35 山口	中央児童相談所	753-0214	山口市大内御堀922-1	083-922-7511
	岩国児童相談所	740-0016	岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1513
	周南児童相談所	745-0836	周南市慶万町2-13	0834-21-0554
	下関児童相談所	751-0823	下関市貴船町3-2-2	083-223-3191
	秋児児童相談所	758-0041	秋市江向河添沖田531-1	0838-22-1150
36 徳島	中央児童相談所	770-0942	徳島市昭和町5-5-1	088-622-2205
	南部児童相談所	774-0011	阿南市鎮家町野神319	0884-22-7130
	西部児童相談所	777-0005	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-55-3323
37 香川	子ども女性相談センター	760-0004	高松市西宝町2-6-32	087-862-8861
	西部子ども相談センター	763-0082	丸亀市土器町東8-526	0877-24-3173
38 愛媛	中央児童相談所	790-0824	松山市御幸2-3-45	089-922-5040
	南予児童相談所	796-0060	宇和島市丸之内3-1-19	0895-22-1245
	東予児童相談所	792-0825	新居浜市星原町14-38	0897-43-3000
39 高知	中央児童相談所	781-5102	高知市大津甲770-1	088-866-6791
	幡多児童相談所	787-0050	四万十市渡川1-6-21	0880-37-3159
40 福岡	中央児童相談所	816-0804	春日市原町3-1-7	092-586-0023
	宗像支所	811-3431	宗像市大字田熊5-5-1	0940-37-3255
	田川児童相談所	826-0041	田川市弓削田188	0947-42-0499
	京業支所	828-0021	豊前市大字八屋2007-1	0979-84-0407
	久留米児童相談所	830-0047	久留米市津福本町金丸281	0942-32-4458
41 佐賀	大牟田児童相談所	836-0027	大牟田市西浜田町4-1	0944-54-2344
	中央児童相談所	840-0851	佐賀市天祐1-8-5	0952-26-1212
42 長崎	唐津分室	847-0012	唐津市大名小路3-1	0955-73-1141
	長崎こども・女性・障害者支援センター	852-8114	長崎市橋口町10-22	095-844-6166
	佐世保こども・女性・障害者支援センター	857-0034	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5080
43 熊本	中央児童相談所	861-8039	熊本市長瀬南2-3-3	096-381-4451
	八代児童相談所	866-8555	八代市西片町1660	0965-33-3111
44 大分	中央児童相談所	870-0889	大分市荏隈5丁目	097-544-2016
	中津児童相談所	871-0024	中津市中央町1-10-22	0979-22-2025
45 宮崎	中央児童相談所	880-0032	宮崎市霧島1-1-2	0985-26-1551
	都城児童相談所	885-0017	都城市年見町14-1-1	0986-22-4294
	延岡児童相談所	882-0803	延岡市大貫町1-2845	0982-35-1700
46 鹿児島	児童総合相談センター	891-0175	鹿児島市桜ヶ丘6-12	099-264-3003
	大島児童相談所	894-0012	奄美市名瀬小俣町20-2	0997-53-6070
	大隅児童相談所	893-0011	鹿屋市打馬2-16-6	0994-43-7011
47 沖縄	中央児童相談所	903-0804	那覇市首里石嶺町4-394	098-886-2900
	八重山分室	907-0002	石垣市真栄里438-1（八重山支庁内）	0980-88-7801
	コザ児童相談所	904-2143	沖縄市字知花6-34-6	098-937-0859

全国児童相談所一覧（平成20年4月1日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
48 札幌市	札幌市児童相談所	060-0007	札幌市中央区北7条西26	011-622-8630
49 仙台市	仙台市児童相談所	981-0908	仙台市青葉区東照宮1-18-1	022-219-5111
50 さいたま市	さいたま市児童相談所	338-8686	さいたま市中央区下落合5-6-11	048-840-6107
51 千葉市	千葉市児童相談所	261-0003	千葉市美浜区高浜3-2-3	043-277-8880
52 横浜市	中央児童相談所	232-0024	横浜市長区蒲舟町3-44-2	045-260-6510
	西部児童相談所	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10	045-331-5471
	南部児童相談所	235-0045	横浜市磯子区洋光台3-18-29	045-831-4735
	北部児童相談所	224-0032	横浜市中区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2441
53 川崎市	中央児童相談所	213-0031	川崎市高津区末長276-5	044-877-8111
	南部児童相談所	215-0804	川崎市川崎区藤崎1-6-8	044-244-7411
54 横須賀市	横須賀市児童相談所	238-8525	横須賀市小川町1-6	046-820-2323
55 新潟市	新潟市児童相談所	951-8133	新潟市中央区川岸町1-57-1	025-230-7777
56 金沢市	金沢市児童相談所	921-8171	金沢市富樫3-10-1	076-243-4158
57 静岡市	静岡市児童相談所	420-8602	静岡市葵区追手町5-1	054-221-1691
58 浜松市	浜松市児童相談所	430-0929	浜松市中区中央1-12-1	053-457-2703
59 名古屋市	名古屋市児童相談所	466-0827	名古屋市昭和区川名山町6-4	052-832-6111
60 京都市	京都市児童相談所	602-8155	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910-25	075-801-2929
61 大阪市	中央児童相談所	547-0026	大阪市平野区喜徳西6-2-55	06-6797-6520
62 堺市	堺市子ども相談所	593-8301	堺市西区上野芝町2-4-2	072-276-7123
63 神戸市	こども家庭センター	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-3-1	078-382-2525
64 広島市	広島市児童相談所	732-0052	広島市東区光町2-15-55	082-263-0694
65 北九州市	子ども総合センター	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6	093-881-4556
66 福岡市	こども総合相談センター	910-0065	福岡市中央区地行浜2-1-28	092-832-7100

※1  一時保護所を設置する児童相談所

※2 東京都児童相談センターは一時保護所を2か所設置

一 児童相談所数=197か所（平成20年4月1日現在）

一 一時保護所数=120か所（平成20年4月1日現在）

児童相談所等の児童虐待対応専従組織等の設置状況

(平成20年4月現在 総務課調べ)

自治体名	内 容	
	児童福祉主管部局 (設置済=9自治体)	児童相談所 (設置済=110児童相談所)
北海道	○専従組織は設置していない	○各児童相談所に児童虐待ケースを専門に担当する児童福祉司(児童虐待専従児童福祉司)を配置している ・初期対応、介入・保護の中心的役割を担い、地区担当児童福祉司、児童虐待対応協力員等とともに問題解決に当たっている。
青森県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
岩手県	○専従組織は設置していない	○福祉総合相談センターに虐待対応専門チームを設置(平成14年度から) ・構成6人(児童相談課長(児童福祉司兼務)、児童福祉司4名(うち1名児童心理司兼務)、児童保護相談員1名) ○宮古児童相談所に虐待対応専門チームの設置(平成17年度から) ・構成8人(次長(児童福祉司)、児童福祉司3名、児童心理司1名、相談調査員1名、児童指導員1名、児童保護相談員1名) ○一関児童相談所に虐待対応専門チームの設置(平成17年度から) ・構成8人(次長、児童福祉司4名、児童心理司1名、相談調査員1名、児童保護相談員1名) ・児童相談所の役割 虐待通告または相談の受理から処置方針が決まるまで、または一時保護開始までの初期対応を迅速に処理する
宮城県	○専従組織は設置していない	○各地域子どもセンターに「虐待対応推進チーム」を平成14年8月1日に設置(5名～6名体制)
秋田県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所において、「児童虐待対策・相談班」に児童虐待の初期対応を行う職員を配置
山形県	○専従組織は設置していない	○福祉総合相談センター(中央児童相談所)に児童緊急対策課を設置し、初期対応に当たっている(平成20年度から)
福島県	○専従組織は設置していない	○各児童相談所に児童虐待に関する専門職員(児童福祉司)を1名配置(本庁兼務)
茨城県	○専従組織は設置していない	○各児童相談所に児童虐待対応チームを設置 児童健全育成主査、児童福祉司、児童心理司、保健師(兼務)、虐待対応専門員(嘱託職員) ・土浦児童相談所は上記と同じメンバー、筑西児童相談所は児童健全育成主査を除くメンバー
栃木県	○主管課(子ども政策課児童福祉・虐待対策担当グループ)に、「児童福祉、虐待対策担当」を設けグループリーダー主幹1名(専任)、副主幹2名(専任1、兼任1)、主査2名(兼任)	○各児童相談所において、従来の地区担当制でない「児童虐待対応チーム」を設置(3箇所)
群馬県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に「虐待対策主監」を設置 ○各児童相談所に「虐待対応係」を設置(虐待通告から採期方針決定までの初期対応等を行う)
埼玉県	○専従組織は設置していない	○各児童相談所に困難事例への対応、法的対応を強化するための統括として平成15年度に虐待対応担当を設置したが、平成19年度に組織を再編し「心理・家族支援担当」と「虐待・相談指導担当」を設置した

児童相談所等の児童虐待対応専従組織等の設置状況

(平成20年4月現在 総務課調べ)

自治体名	内 容	
	児童福祉主管部局 (設置済=9自治体)	児童相談所 (設置済=110児童相談所)
千葉県	○本庁の健康福祉部児童家庭課内に虐待防止対策室を設置 ・虐待防止対策の総合的な施策の推進を行う。(室長以下10名の体制) 室長1(専任)、児童心理司1(専任)、事務員8(専任)	○専従組織は設置していない
東京都	○専門副参事(児童福祉相談担当)を設置(平成20年度) ・各児童相談所の虐待対策事務に共通する横断的な事務の執行(虐待関係資料の収集と作成等) ・法的対応ケース等の把握と情報発信、虐待対策稼働状況の点検、課題整理	○各児童相談所に虐待対策班を設置 ・すべての虐待ケースについて初期対応を行う ・すべての虐待ケースについて緊急受理会議に出席する ・28条申し立て、権利擁護部会への諮問等を担当する ・困難なケースや継続的な関与が必要な虐待ケース等を担当する
神奈川県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に虐待防止対策支援課を設置 構成 (課長1名、児童福祉司4名、小児精神科医師等5名(嘱託)、弁護士3名(嘱託)、学識者1名(嘱託)) 内容 ・法律相談、困難事例への助言、調査研究、事例検証、研修企画、夜間開庁日の対応等 その他、組織改正を行い、児童福祉司と児童心理司で構成する虐待対応班を設置し、チームアプローチを推進する体制を整備した
新潟県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に児童虐待DV対応班として正規職員3名配置
富山県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
石川県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所子ども・女性相談課内に虐待対応班を設置 構成(児童福祉司1名、保健師1名、児童福祉サポーター(県単独事業)8名を配置) ・初期対応、調査及び関係機関との調整を行っている
福井県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
山梨県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所において、平成17年度から児童虐待対応スタッフを配属。児童虐待対策班、児童虐待対応協力員、保健師(兼)、児童福祉司の4名が初期対応する
長野県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
岐阜県	○児童虐待対策班1名(専任)、係員1名(兼任)	○専従組織は設置していない
静岡県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
愛知県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない

児童相談所等の児童虐待対応専従組織等の設置状況

(平成20年4月現在 総務課調べ)

自治体名	内 容	
	児童福祉主管部局 (設置済 = 9 自治体)	児童相談所 (設置済 = 110 児童相談所)
三重県	○専従組織は設置していない	○児童相談所を統括する児童相談センターに家庭自立支援室を設置している ・内容 児童虐待の危機管理対応 (相互支援、専門助言、指導) 市町妻保護児童対策地域協議会 データの蓄積、調査研究等
滋賀県	○子ども・青少年局虐待・非行防止対策チーム リーダー1名 (兼任)、副リーダー3名 (専任) ※本庁の事務分掌として、専任が兼任かどうかで記載します。	○各児相へ虐待・DVサブグループを設置し、緊急初期体制の整備 (平成13年度から)
京都府	○専従組織は設置していない	○各児童相談所に相談判定課長が総括し、児童福祉司2名、心理判定員1名、虐待対応協力員2~4名からなる児童虐待防止専門班「未来つ子サポートチーム」を設置
大阪府	○専従組織は設置していない	○各児童相談所に虐待対応課を設置 (平成13年度より)
兵庫県	○こども安全官 (課長級) 1名 虐待相談に即らず、事案に迅速かつ的確に対応し、子どもの安全安心を確保するため、児童課に「子ども安全官」を設置し、こども家庭センター等の調整・連携強化を図っている	○各児童相談所4箇所及び川西分室に児童虐待対応専門チームとして、ケースワーカー (児童福祉司) 2~3名、心理判定員1名、保健師1名を配置している。 ○16年度から施設入所児童の家庭復帰等を旨とした指導を行う、家族再生支援チーム (児童福祉司、心理判定員、保健師、家庭問題相談員 (嘱託)) を配置している。
奈良県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に、虐待対応を専門とする「子ども支援課」を設置 各児相に上記の組織の一員として専従職員を配置
和歌山県	○専従組織は設置していない	○子ども・障害者相談センター (中央児童相談所) に、専任の虐待対応専門員を配置し、兼任の児童福祉士・心理判定員・看護師からなる虐待対応チームを設置
鳥取県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
島根県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
岡山県	○専従組織は設置していない	○各児童相談所ごとに専門本部「地域支部」を設置。児童相談所、保健所及び県民局健康福祉部 (福祉事務所) が一体となって児童虐待防止施策を展開
広島県	○専従組織は設置していない	○広島こども家庭センター及び福山こども家庭センターの相談援助課援助係の中に児童虐待ケースに専門に対応する虐待班を設置している。
山口県	○専従組織は設置していない	○各児童相談所に児童家庭アドバイザー (虐待対応) 1名を配置
徳島県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
香川県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に、児童虐待・初期対応担当として4名 (児童福祉司2名、保健師兼児童福祉司1名、児童虐待対応協力員1名) を配置し、虐待通報受理から次の処理方針が決定するまでの初期対応、立入調査を行っている。(平成15年度から) ○地域児童相談所も中央児相と同じ業務を実施する職員3名 (児童福祉司1名、保健師兼児童福祉司1名、児童虐待対応協力員1名) を配置 (平成15年度から) 平成20年度から職員4名 (児童相談員1名を増員)

児童相談所等の児童虐待対応専従組織等の設置状況

(平成20年4月現在 総務課調べ)

自治体名	内 容	
	児童福祉主管部局 (設置済 = 9 自治体)	児童相談所 (設置済 = 110 児童相談所)
茨城県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所について、児童虐待や少年犯罪の凶悪化、低年齢化など、複雑・困難な相談事例に対応するために、組織改正により、指導課の中に「虐待対応グループ」を新設し、体制強化を図ることとした。
高知県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に虐待対応専門家チームを配置 構成 (小児科医、精神科医、弁護士) ・虐待対応協力員2名配置 ○樟多児童相談所に虐待対応協力員 (1名) を配置
福岡県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
佐賀県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
長崎県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
熊本県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に、平成20年4月から虐待緊急対応担当4名 (SV1名、児童福祉司3名 (保健師・警察官含む)) を配置。
大分県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に児童虐待対応協力員 (非常勤) 6名を配置し、24時間365日電話相談対応等を行っている。 ○中津児童相談所に児童虐待対応協力員 (非常勤) 1名を配置している。
宮崎県	○専従組織は設置していない	○全県的な立場で児童虐待対策を担当する主幹 (1名) を配置。
鹿児島県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
沖縄県	○専従組織は設置していない	○平成19年度から中央児童相談所においては児童虐待対応職員6名 (職員4名、嘱託2名)、コザ児童相談所においては児童虐待対応職員4名 (職員2名、嘱託2名) を配置している
札幌市	○専従組織は設置していない	○児童福祉総合センターに児童虐待対応担当課を設置 構成: (児童虐待対応担当課長1名、児童虐待対応担当係長1名、相談担当係長3名、児童福祉司3名 (係長職4、一般職3)、児童虐待対応協力員 (非常勤) 1名、土日祝日の電話相談対応の児童虐待対応相談員 (非常勤))
仙台市	○専従組織は設置していない	○児童相談所内に児童虐待対応のチーム (職員7名) を設置
新潟市	○本庁の児童福祉主管課に各区の虐待担当職員及び関係機関からの相談に応じる非常勤職員1名を配置。	○児童相談所内に児童虐待対応の係 (係長1名、児童福祉司2名) を設置
さいたま市	○専従組織は設置していない	○児童相談所に365日・24時間児童虐待電話相談受付を設置し、16名の嘱託職員で対応している。
千葉市	○専従組織は設置していない	○児童相談所に、初期対応の組織として、虐待対策係 (児童福祉司4名、保健師1名、虐待対応協力員2名) を配置 夜間については、非常勤嘱託職員が電話対応している

児童相談所等の児童虐待対応専従組織等の設置状況

(平成20年4月現在 総務課調べ)

自治体名	内 容	
	児童福祉主管部局 (設置済=9自治体)	児童相談所 (設置済=110児童相談所)
横浜市	○児童虐待防止担当(専任) 係長1名、職員2名	○中央児童相談所で、365日・24時間受付のホットラインを設置し、7人の専任職員で対応している ○各児童相談所で、係長1名、児童福祉司3名、看護師1名、虐待対応協力員1名の計6名体制で対応。
川崎市	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に児童虐待対策担当を設置(平成13年度より) 構成10名(主査1名、係員4名、非常勤職員7名(内2名は南部児童相談所へ)) ・児童虐待に関する相談・通告に対し、必要に応じて家庭訪問等の初動調査を実施
静岡市	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
浜松市	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
名古屋市長	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に、平成17年度から増強・再編、虐待防止班として課長職の班長以下15名の専従職員で構成 ・市域を4ブロックに分け、各ブロックを主査1名、児童福祉司2-3名の4チームで担当し、初期対応及び在宅支援を実施
京都市	○児童相談所相談課長(兼任)、児童相談所相談指導係長(兼任) ※児童福祉主管部局である子育て支援部児童家庭課との兼職により配置	○中央児童相談所において、初期調査・初期対応に関する専従組織を設置 ・課長2名、SV2名、ケースワーカー6名
大阪市	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に、虐待対策室長1名、室長代理1名、担当係長7名、看護師1名、保健師1名(兼務)、係員6名(内兼務3名)、非常勤3名(心理担当1名・協力員2名)の計20名で組織
堺市	○専従組織は設置していない	○児童相談所家庭支援課内に「虐待対応係」を設置
神戸市	○専従組織は設置していない	○こども家庭センターに家庭支援係を設置
広島市	○専従組織は設置していない	○児童相談所に初期対応を専属的に行う虐待相談グループを設置(平成17年度より)
北九州市	○専従組織は設置していない	○子ども総合センターに児童虐待対応チームを設置 構成 児童虐待防止担当課長1名(専任)、児童虐待防止担当係長1名(兼任)、児童福祉司2名(兼任)、 児童虐待対応協力員(非常勤)1名、夜間・土曜日の電話相談対応員(非常勤)兼務2名、 児童虐待防止担当係長(区役所子ども・子育て支援担当係長と兼職)1名(兼任)
福岡市	○専従組織は設置していない	○子ども総合相談センターに、こども緊急支援担当課を設置 構成(課長1名、主査4名、嘱託3名)
横須賀市	○専従組織は設置していない	○児童虐待対応協力員(非常勤)1名を配置
金沢市	○専従組織は設置していない	○児童虐待対応担当職員を配置(所長補佐1名、児童福祉司4名)

(注) この資料は、特に事項を示し、各自治体から報告を頂いたものであり、網羅的な内容ではない。

児童相談所等の非行対応専従組織等の設置状況

(平成20年4月現在 総務課調べ)

自治体名	内 容	
	児童福祉主管部局 (設置済=1自治体)	児童相談所 (設置済=5児童相談所)
東京都	○専従組織は設置していない	○2箇所の児童相談所に、非行担当チーム及び非行担当児童福祉司を設置
滋賀県	○本庁子ども・青少年局内に虐待・非行防止対策チームを設置(平成19年度より)	○専従組織は設置していない
熊本県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない。 ※平成19年度までは係毎に相談種別で業務分担(非行対応は児童3係)していたが、平成20年度からこれをやめ、地区担当制としたため。
名古屋市	○専従組織は設置していない	○相談内容が非行相談に分類されるものは、相談課指導係内に自立支援チームを組織し、対応している。(児童福祉司5名)
大阪市	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない ・試行的に非行担当係長1名(他の業務と兼務)を配置。
堺市	○専従組織は設置していない	○児童相談所家庭支援課内に「養護非行係」を設置
神戸市	○専従組織は設置していない	○こども家庭センター(児童相談所)養育支援2係内に非行専従班として、係長1名(他の業務と兼務)、児童福祉司5名を配置。

(注) この資料は、特に事項を示し、各自治体から報告を頂いたものであり、網羅的な内容ではない。



## **2 少年法の一部を改正する法律の概要**

# 少年法の一部を改正する法律

## 犯罪被害者等基本計画

(平成17年12月閣議決定)

少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成12年の少年法等の一部を改正する法律(平成12年法律第142号)附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。

### 現行法

○ 少年審判は非公開で行われており、被害者等であっても、その傍聴は許されていない。

- ① 少年保護事件の被害者等は、損害賠償請求権の行使のために必要がある等の正当な理由がある場合に限り、例外的に記録の閲覧・謄写が許される。
- ② 閲覧・謄写の対象は、非行事実に係る部分のみ。

○ 意見聴取の対象者は、被害者等のほか、被害者が死亡した場合におけるその配偶者等とされている。

- ① 第37条第1項に掲げる罪(児童福祉法違反、労働基準法違反等)に係る事件は、家庭裁判所で裁判を行うこととされている。
- ② 家庭裁判所は、保護事件の調査等により、第37条第1項に掲げる事件を発見したときは、検察官等に通知しなければならないこととされている(第38条)。

### 改正法

#### 少年審判の傍聴

家庭裁判所は、相当と認めるときは、殺人事件等一定の重大事件の被害者等に、少年審判を傍聴することを許すことができることとする。

#### 記録の閲覧・謄写の範囲の拡大

- ① 少年保護事件の被害者等については、原則として閲覧・謄写を認めることとする。
- ② 非行事実に係る部分以外の記録(社会記録は除く。)についても、閲覧・謄写の対象とする。

#### 意見聴取の対象者の拡大

被害者の心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者等についても、意見聴取の対象者とする。

#### 成人の刑事事件の管轄の移管等

- ① 第37条第1項に掲げる罪に係る事件については、地方裁判所等で裁判を行うこととする。
- ② 第38条を削除する。

### **3 児童福祉法第28条事件の動向と事務処理の実情**

## 児童福祉法 28 条事件の動向と事件処理の実情

平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日

本資料は、児童福祉法 28 条 1 項事件及び 2 項事件並びに特別家事審判規則 18 条の 2 による審判前の保全処分事件について、事件数の動向及び事件処理の実情を取りまとめたものである。

数値は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 1 年間に全国の家庭裁判所で終局した事件についての当局実情調査に基づく概数であるが、司法統計に基づくもの（資料 1，資料 8，資料 13）については、その集計期間は平成 19 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間であり、いずれも今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。また、グラフ中の各項目別割合は、原則として小数点以下第二位を四捨五入したものである。

## 第1 児童福祉法28条1項事件の動向

都道府県又はその委任を受けた児童相談所長は、保護者に児童を監護させることが著しくその児童の福祉を害する場合で、施設入所等の措置が保護者である親権者等の意思に反するときは、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を採ることができる（児童福祉法28条1項1号）。

なお、保護者が親権者等でないときに、その児童を親権者等に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を採ることができる（同項2号）。

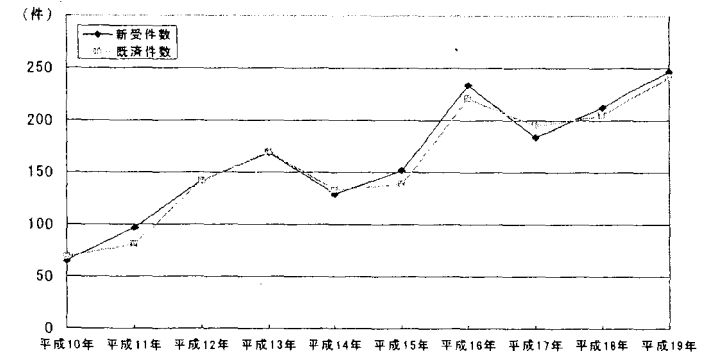
## 1 事件数の動向（資料1）

司法統計（平成19年1月1日～12月31日）によれば、平成19年の児童福祉法28条1項事件の新受件数は、247件であった。

（資料1）児童福祉法28条1項事件の新受・既済件数推移

	新受件数	総数	既済件数			
			認容	却下	取下げ	その他
平成10年	65	69	40	1	26	2
平成11年	97	81	58	0	23	0
平成12年	142	142	101	6	35	0
平成13年	169	170	131	2	36	1
平成14年	129	133	93	6	34	0
平成15年	152	139	106	4	24	5
平成16年	234	221	163	9	44	5
平成17年	184	195	141	6	40	8
平成18年	213	205	170	2	32	1
平成19年	247	241	195	4	42	0

※ 平成19年は速報値である。



## 2 事件処理の実情

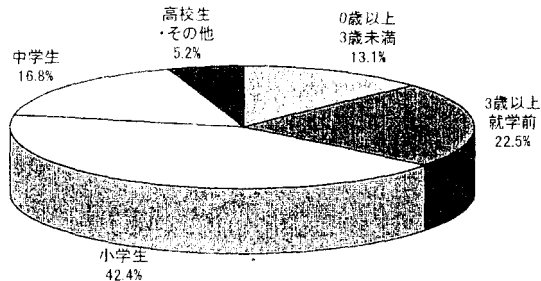
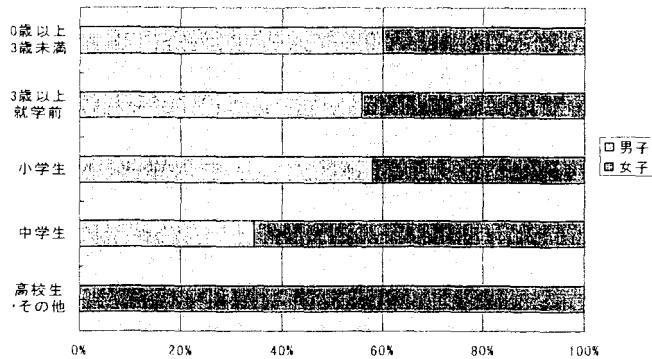
平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に全国の家裁判所で終局した児童福祉法28条1項事件のうち、191件の事案を分析した結果は、次のとおりである。

(1) 児童の性別と年齢別件数 (資料2)

- 対象となった児童の男女比は、男子が50.8%、女子が49.2%である。
- 対象となった児童の年齢は、0歳以上3歳未満が13.1%、3歳以上就学前の児童が22.5%、小学生が42.4%、中学生が16.8%、高校生・その他が5.2%となっている。

(資料2) 児童の性別と年齢別件数

年齢	0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	比率
男子	15	24	47	11	0	97	50.8%
女子	10	19	34	21	10	94	49.2%
合計	25	43	81	32	10	191	100.0%



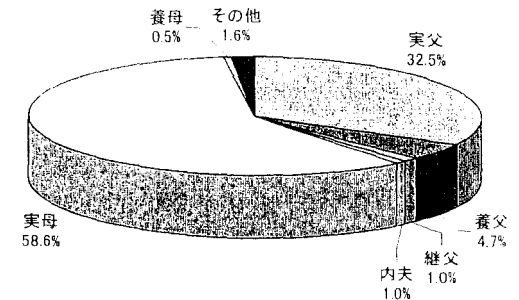
(2) 主たる虐待者別件数 (資料3)

- 主たる虐待者は、実父が32.5%、実母が58.6%となっている。

※ 「主たる虐待者」とは、1つの事件において、対象となった児童を主に虐待した者である。

(資料3) 主たる虐待者

主たる虐待者	実父	養父	継父	内夫	実母	養母	継母	内妻	その他	計
件数	62	9	2	2	112	1	0	0	3	191



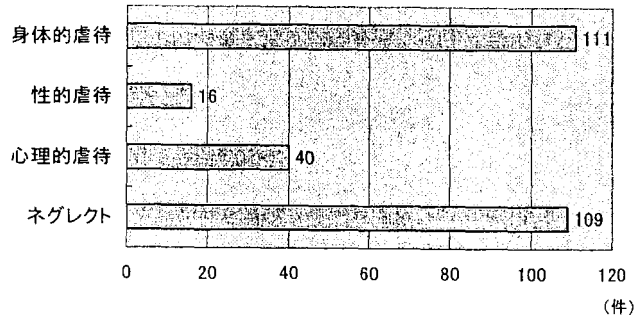
(3) 虐待の態様別件数 (資料4)

○ 虐待の態様は、身体的虐待が111件、性的虐待が16件、心理的虐待が40件、ネグレクトが109件となっている。

※ 虐待の態様については重複集計したものである。

(資料4) 虐待の態様

虐待の態様	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
件数	111	16	40	109	276

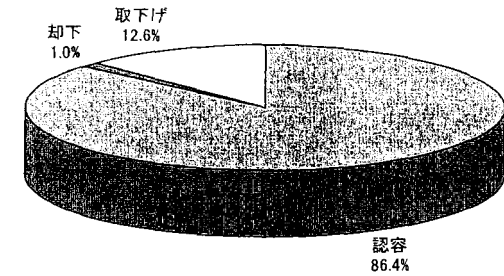


(4) 終局区分別件数 (資料5)

○ 終局区分は、認容が86.4%、却下が1.0%、取下げが12.6%となっている。

(資料5) 終局区分

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	165	2	24	191

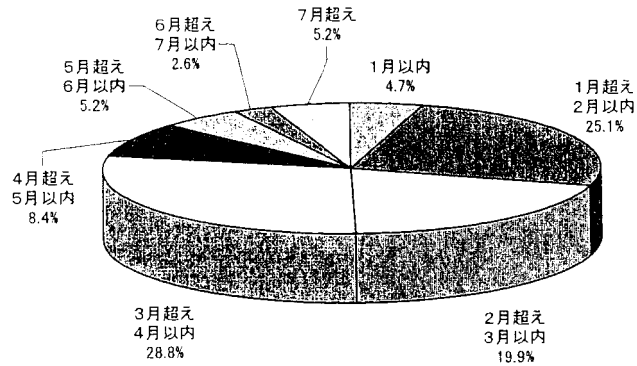


(5) 審理期間別件数 (資料6)

○ 2か月以内に29.8%の事件が、3か月以内に49.7%の事件が終局している。

(資料6) 審理期間別件数

審理期間	1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え 4月以内	4月超え 5月以内	5月超え 6月以内	6月超え 7月以内	7月超え	合計
件数	9	48	38	55	16	10	5	10	191



(6) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数 (資料7)

家庭裁判所は、児童福祉法28条1項に基づく入所措置又はその更新を承認する審判を行う場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる(児童福祉法28条6項)。

○ 児童福祉法28条1項事件の認容審判165件中、23件についてこの勧告がされている。

(資料7) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数

	認容審判	
	総数	うち保護者に対する措置に関する都道府県への勧告あり
件数	165	23



## 第2 児童福祉法28条2項事件の動向

児童福祉法28条1項の承認を得て採られた施設入所等の措置の期間は、2年を超えてはならない。ただし、2年を超えて施設入所等の措置を継続する必要がある場合には、家庭裁判所の承認を得て、その期間を更新することができる（児童福祉法28条2項<sup>(注)</sup>）。

（注）本項は、児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。関係規定につき平成17年4月1日施行）により設けられたものである。

### 1 事件数の動向（資料8）

司法統計（平成19年1月1日～12月31日）によれば、平成19年の児童福祉法28条2項事件の新受件数は、58件であった。

（資料8）児童福祉法28条2項事件の新受・既済件数

	新受件数	総数	既済件数			
			認容	却下	取下げ	その他
平成17年	43	0	0	0	0	0
平成18年	142	168	155	0	13	0
平成19年	58	59	56	0	3	0

※ 平成19年は速報値である。

### 2 事件処理の実情

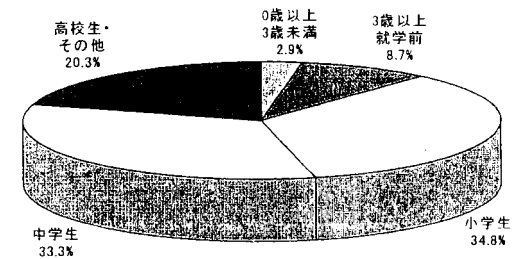
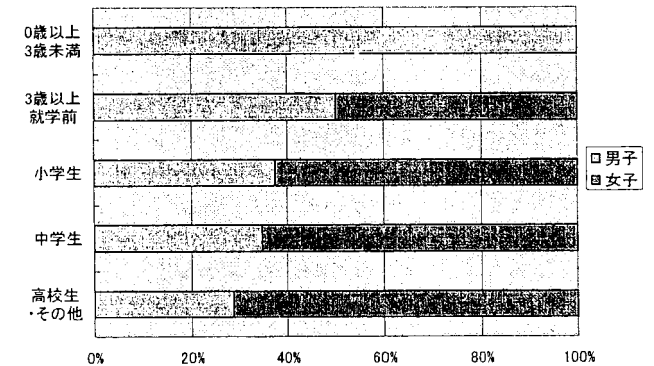
平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法28条2項事件のうち、69件の事案を分析した結果は、次のとおりである。

### (1) 児童の性別と年齢別件数（資料9）

- 対象となった児童の男女比は、男子が37.7%、女子が62.3%である。
- 対象となった児童の年齢は、0歳以上3歳未満が2.9%、3歳以上就学前の児童が8.7%、小学生が34.8%、中学生が33.3%、高校生・その他が20.3%となっている。

（資料9）児童の性別と年齢別件数

年齢	0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	比率
男子	2	3	9	8	4	26	37.7%
女子	0	3	15	15	10	43	62.3%
合計	2	6	24	23	14	69	100.0%

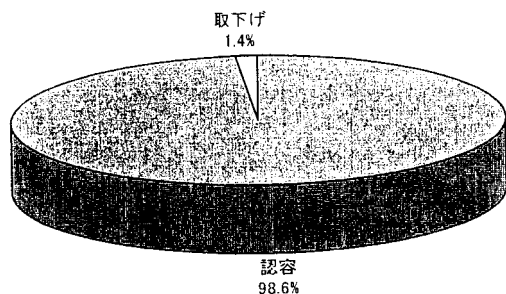


(2) 終局区分別件数 (資料10)

○ 終局区分は、認容が98.6%、却下が0.0%、取下げが1.4%となっている。

(資料10) 終局区分

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	68	0	1	69



(3) 施設入所等の措置の期間の更新回数 (資料11)

○ 児童福祉法28条2項事件の認容審判68件中、28件は2回目の期間更新を承認したものである。

(資料11) 承認の対象となった期間更新の更新回数別

承認の対象	1回目の期間更新	2回目の期間更新	合計
件数	40	28	68

(4) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数 (資料12)

○ 児童福祉法28条2項事件の認容審判68件中、10件について同法28条6項による都道府県への勧告がされている。

(資料12) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数

	総数	認容審判
		うち保護者に対する措置に関する都道府県への勧告あり
件数	68	10

### 第3 特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分(資料13)

一時保護が加えられている児童について児童福祉法28条1項事件の申立てがあった場合において、家庭裁判所は、審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者について児童との面会又は通信を制限することができる(平成20年最高裁判所規則第1号による改正前の特別家事審判規則18条の2<sup>(甲)</sup>)。

(注)本条は、特別家事審判規則の一部を改正する規則(平成17年最高裁判所規則第5号。平成17年4月1日施行)により設けられたものである。

なお、本条は、特別家事審判規則の一部を改正する規則(平成20年最高裁判所規則第1号)により改正され、児童福祉法28条第1項の承認審判事件を本案とする審判前の保全処分の内容は、面会・通信制限の保全処分から、つきまとい・はいかい禁止の保全処分に改められている。これは、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)によって、同意入所措置又は一時保護中の児童の保護者に対する面会・通信等の制限が手当てされたことを踏まえたものである。

これらの改正法及び改正規則は、いずれも平成20年4月1日施行であり(改正法附則第1条、改正規則附則第1項)、資料13はすべて改正前の規則による事件を対象としている。

○ 司法統計(平成19年1月1日~12月31日)によれば、平成19年の特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分の新受件数は、8件であった。

(資料13) 特別家事審判規則18条の2による保全処分事件の新受・既済件数

	新受件数	総数	既済件数			
			認容	却下	取下げ	その他
平成17年	6	6	2	1	3	0
平成18年	7	5	1	0	2	2
平成19年	8	7	3	0	4	0

※ 平成19年は速報値である。

## **4 児童福祉法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文**

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 事業、養育里親及び施設（第三十四条の三―第四十九条） 第四章―第六章（略） 附則</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 事業及び施設（第三十四条の三―第四十九条） 第四章―第六章（略） 附則</p>
<p>第六条の三 この法律で、里親とは、養育里親及び保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるものうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。</p> <p>② この法律で、養育里親とは、要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の九に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。</p>	<p>第六条の三 この法律で、里親とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めるものをいう。</p>
<p>第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。</p>	<p>第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。</p>

イホ（略）	イホ（略）
<p>① 都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。</p>	<p>②・③（略）</p>
<p>⑤ 前項の規定により行われる第一項第二号へに掲げる業務に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>②・③（略）</p>
<p>第三十条の二 都道府県知事は、里親（第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十七条第二項並びに第四十八条において同じ。）及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。</p>	<p>第三十条の二 都道府県知事は、里親及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。</p>
<p>第三章 事業、養育里親及び施設</p> <p>第三十四条の九 都道府県知事は、第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託するため、厚生労働省令で定めるところにより、養育里親名簿を作成しておかなければならない。</p> <p>第三十四条の十 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受け、その執行がなくなるまでの者</p> <p>三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民</p>	<p>第三章 事業及び施設</p>

の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

② 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

都道府県知事は、養育里親について前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに養育里親名簿から抹消しなければならぬ。

第三十四条の十一 この法律に定めるもののほか、養育里親名簿の登録のための手続その他養育里親に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六十一条の三 第十一條第五項、第十八條の八第四項、第十八條の十二第一項、第二十一條の十二又は第二十五條の五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条の三 第十八條の八第四項、第十八條の十二第一項、第二十一條の十二又は第二十五條の五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)(抄)  
(第二条関係)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 福祉の保障</p> <p>第一節 第四節 (略)</p> <p>第五節 要保護児童の保護措置等(第二十五条―第三十三条の九)</p> <p>第六節 被措置児童等虐待の防止等(第三十三条の十一―第三十三条の十七)</p> <p>第七節 雑則(第三十四条・第三十四条の二)</p> <p>第三章 第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第六條の二 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等(義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、第二十七條第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。)につき第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村(特別区を</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 福祉の保障</p> <p>第一節 第四節 (略)</p> <p>第五節 要保護児童の保護措置等(第二十五条―第三十三条の八)</p> <p>第六節 雑則(第三十四条・第三十四条の二)</p> <p>第三章 第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第六條の二 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十七條第七項の措置に係る者につき同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて同項の措置を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。</p> <p>②・③ (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

含む。以下同じ。)の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。)若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。)に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

⑥ この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者(次条第一項に規定する里親を除く。)の住居において養育を行う事業をいう。

第六条の三 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十四に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

第八条 第七項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

② (略)

③ 市町村は、前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

④ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

⑦ 社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会(第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第二十七條第六項、第三十三條の十二第一項及び第三項、第三十三條の十

第六条の三 この法律で、里親とは、養育里親及び保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

② この法律で、養育里親とは、要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の九に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

第八条 第七項、第二十七条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七條第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

② (略)

③ 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

④ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

⑦ 社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会(第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第二十七條第六項、第四十六條第四項並びに第五十九條第五項及び第六項

三、第三十三條の十五、第四十六條第四項並びに第五十九條第五項及び第六項において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 (略)  
②⑤ (略)

第十二条 (略)

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)及び同項第二号からホまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

③・④ (略)

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一(三) (略)

において同じ。)は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 (略)  
②⑤ (略)

第十二条 (略)

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号からホまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

③・④ (略)

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一(三) (略)

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等(特定妊婦を除く。)を把握したときは、当該要支援児童等に対し、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

② 市町村は、母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)第十条、第十一條第一項若しくは第二項又は第十七條第一項の指導(保健所を設置する市又は特別区にあつては、同法第十九條第一項の指導を含む。)に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。

③ 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

④ 前項の規定により行われる乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十一条の十の三 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の実施に当たつては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

第二十一条の十の四 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健に関する事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の所在地の市町村長に通知するものとする。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会



される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③・④（略）

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認められたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二（略）

三 第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと（以下「児童自立生活援助の実施」という。）が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四（略）

② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦につ

「という。）を置くよう努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③・④（略）

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認められたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二（略）

三 第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと（以下「児童自立生活援助の実施」という。）が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四（略）

② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦につ

いて、必要があると認められたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・三（略）

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五（略）

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認められたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・三（略）

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五（略）

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六條の六第一項若しくは第十八條第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認められたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一（略）

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四條の六において「相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託する

いて、必要があると認められたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・三（略）

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五（略）

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認められたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・三（略）

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五（略）

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六條の六第一項若しくは第十八條第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認められたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一（略）

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四條の六において「相談支援事業」という。）を行う者に指導を委託すること。

こと。

三・四 (略)

五 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

六 (略)

七 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

② (略)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県が設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 (略)

②⑥ (略)

(削除)

三・四 (略)

五 (略)

② (略)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県が設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県以外の相談支援事業を行う者に指導を委託すること。

三 児童を里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 (略)

②⑥ (略)

⑦ 都道府県は、義務教育を終了した児童であつて、第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令

第二十七条の四 第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導(委託に係るものに限る。)の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親(第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十七条第二項並びに第四十八条において同じ。)及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第三十一条 (略)

② 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、知的障害児施設(国の設置する知的障害児施設を除く。)、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、同号の規定により国の設置する知的障害児施設に入所した児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

で定めるものについて、当該児童の自立を図るため、政令で定める基準に従い、これらの者が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、又は当該都道府県以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うことを委託する措置を採ることができる。

第三十条の二 都道府県知事は、里親(第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十七条第二項並びに第四十八条において同じ。)及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第三十一条 (略)

② 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託され、又は児童養護施設、知的障害児施設(国の設置する知的障害児施設を除く。)、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、同号の規定により国の設置する知的障害児施設に入所した児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

③ (略)

(削除)

④ 前三項に規定する保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第二十七条第一項第三号若しくは第二項に規定する措置とみなす。

⑤ (略)

第三十二条 都道府県知事は、第二十七条第一項若しくは第二項の措置を採る権限又は児童自立生活援助の実施の権限の全部又は一部を児童相談所長に委任することができる。

②・③ (略)

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者

二 四 (略)

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

③ (略)

④ 都道府県は、第二十七条第七項の措置を採つた児童については、満二十歳に達するまで、引き続きその者に援助を行い、又は同項に規定する委託を継続する措置を採ることができる。

⑤ 前三項に規定する保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第二十七条第一項第三号、第二項若しくは第七項に規定する措置とみなす。

⑥ (略)

第三十二条 都道府県知事は、第二十七条第一項、第二項又は第七項の措置を採る権限の全部又は一部を児童相談所長に委任することができる。

②・③ (略)

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は保育の実施等を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施等の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施等の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号並びに第二十七条第一項第二号及び第七項の措置 当該措置に係る児童の保護者

二 四 (略)

第三十三条の五 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号若しくは第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除する処分又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第三十三条の六 都道府県は、その区域内における義務教育終了児童

等の自立を図るため必要がある場合において、その義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

② 前項に規定する義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入居を希望する同項に規定する住居その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立生活援助事業を行う者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該義務教育終了児童等の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

③ 都道府県は、義務教育終了児童等が特別な事情により当該都道府県の区域外の第一項に規定する住居への入居を希望するときは、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図らなければならない。

④ 都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告を受けた児童について、必要があると認めるときは、その児童

第三十三条の五 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号若しくは第二十七条第一項第二号若しくは第三号、第二項若しくは第七項の措置を解除する処分又は保育の実施等の解除については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

⑤ 都道府県は、義務教育終了児童等の第一項に規定する住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第三十三条の七 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（次条及び第三十三条の九において「児童等」という。）の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百三十四条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

### 第三十三条の八（略）

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

### 第三十三条の九（略）

#### 第六節 被措置児童等虐待の防止等

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは

第三十三条の六 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（次条及び第三十三条の八において「児童等」という。）の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百三十四条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

### 第三十三条の七（略）

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

### 第三十三条の八（略）

児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第三十三条の十一 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- ② 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。
- ③ 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- ④ 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- ⑤ 施設職員等は、第一項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第三十三条の十三 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第三十三条の十四 都道府県は、第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三項若しくは次条第一項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確

認するための措置を講ずるものとする。

- ② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。
- ③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第三十三条の十二第一項の規定による通告若しくは同条第三項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

第三十三条の十五 都道府県児童福祉審議会は、第三十三条の十二第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- ② 都道府県知事は、前条第一項又は第二項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。
- ③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。

④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第三十三条の十六 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第三十三条の十七 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

### 第七節 雑則

第三十四条の三 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

② (略)

③ 国及び都道府県以外の者は、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十四条の四 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

### 第六節 雑則

第三十四条の三 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業を行うことができる。

② (略)

③ 国及び都道府県以外の者は、児童自立生活援助事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十四条の四 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

できる。

② (略)

第三十四条の五 都道府県知事は、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の六 相談支援事業、小規模住居型児童養育事業又は児童自立生活援助事業を行う者は、第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号若しくは第三号又は第三十三条の六第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三十四条の八 (略)

第三十四条の九 市町村は、第二十一条の十の二第一項の規定により乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業を行う場合には、社会福祉法の定めるところにより行うものとする。

第三十四条の十 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、地域子育て支援拠点事業を行うことができる。

② 地域子育て支援拠点事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十四条の十一 市町村、社会福祉法人その他の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項

② (略)

第三十四条の五 都道府県知事は、児童自立生活援助事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の六 相談支援事業又は児童自立生活援助事業を行う者は、第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号若しくは第七項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三十四条の八 (略)

を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。

② 市町村、社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十二 一時預かり事業を行う者は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十三 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、一時預かり事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、一時預かり事業が前条の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、一時預かり事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分を違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る乳児若しくは幼児の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十四 (略)

第三十四条の九 (略)

第三十四条の十五 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一 三 (略)

② 四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(略)

第三十四条の十 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一 三 (略)

② 四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(略)

第三十四条の十六 (略)

第三十四条の十一 (略)

第四十四条の二 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他のからの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

(削除)

② (略)

第四十四条の三 第六条の二各項に規定する事業を行う者、里親及び児童福祉施設(指定知的障害児施設等を除く。)の設置者は、児童、妊産婦その他これらの事業を利用する者又は当該児童福祉施設に入所する者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、これらの者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第四十七条 (略)

② 児童家庭支援センターは、厚生労働省令の定める児童福祉施設に附置するものとする。

③ (略)

第四十七条 (略)

② 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

第四十八条 児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長、その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者並びに里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中又は受託中の児童を就学させなければならない。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一〜七の二 (略)

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

八・九 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一〜五 (略)

六 乳児家庭全戸訪問事業の実施に要する費用

七 養育支援訪問事業の実施に要する費用

八 (略)

九 (略)

② 児童福祉施設の長又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

第四十八条 児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長並びに里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中又は受託中の児童を就学させなければならない。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業及び放課後児童健全育成事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一〜七の二 (略)

八・九 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一〜五 (略)

六 (略)

七 (略)

第五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条(第三号及び第五号から第七号までを除く。)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十六条 (略)

② 第五十条第五号、第六号、第六号の三及び第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第一号及び第二号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

③〜⑩ (略)

第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第二項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二十五条の五又は第二十七条の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条(第三号及び第五号から第七号までを除く。)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十六条 (略)

② 第五十条第五号、第六号、第六号の三、第七号及び第七号の二に規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第一号及び第二号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

③〜⑩ (略)

第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第二項、第二十一条の十二又は第二十五条の五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。



改正案	現行
<p>第六條之二（略） ②③⑧（略） ⑨ この法律で、家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四條第一項に規定する児童に該当すると認められるものについて、家庭的保育者（市町村長〔特別区の区長を含む。以下同じ。〕）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。</p> <p>第六條之三（略） ② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四條の十八に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。</p> <p>第八條（略） ②・③（略） ④ 都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の、前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「市町村児童福祉審議会」という。）は、市町村長の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。</p>	<p>第六條之二（略） ②③⑧（略） ⑨ この法律で、家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四條第一項に規定する児童に該当すると認められるものについて、家庭的保育者（市町村長〔特別区の区長を含む。以下同じ。〕）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。</p> <p>第六條之三（略） ② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四條の十四に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。</p> <p>第八條（略） ②・③（略） ④ 都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の、前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「市町村児童福祉審議会」という。）は、市町村長〔特別区の区長を含む。以下同じ。〕の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。</p>

<p>⑤⑦（略） 第二十四條 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従ひ条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九條第二項に規定する児童の保育に欠けることがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならぬ。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならぬ。</p> <p>② 前項に規定する児童について保育所における保育を行うことを希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定めるところを記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。</p> <p>③ 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。</p> <p>④ 市町村は、第二十五條の八第三号又は第二十六條第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育所における保育を行うこと又は家庭的保育事業による保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）の申込みを勧奨しなければならない。</p> <p>第三十二條（略）</p>	<p>⑤⑦（略） 第二十四條 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従ひ条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九條第二項に規定する児童の保育に欠けることがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならぬ。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならぬ。</p> <p>② 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定めるところを記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。</p> <p>③ 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。</p> <p>④ 市町村は、第二十五條の八第三号又は第二十六條第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。</p> <p>第三十二條（略）</p>
---	--

② (略)

③ 市町村長は、保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。

第三十四条の十四 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

② 市町村は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 市町村は、家庭的保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十五 家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十六 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、家庭的保育事業が前条の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業の制限又は停止を命ずることができる。適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

② (略)

③ 市町村長は、保育の実施の権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。

④ 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、次に掲げる事由があるときは、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

- 一 その市町村が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。
- 二 家庭的保育者が、その事業に係る乳児又は幼児の処遇につき不当な行為をしたとき。

第三十四条の十七 家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第三十四条の十八、第三十四条の二十 (略)

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことへの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業及び家庭的保育事業並びに児童福祉施設の職員その他児童

第三十四条の十四、第三十四条の十六 (略)

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育の実施の権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は保育の実施等のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必

福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一～六 (略)

六の二 都道府県の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用(保育所における保育を行うことにつき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。次条第三号及び第四号並びに第五十六条第三項において同じ。)

六の三～九 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一・二 (略)

三 市町村の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

四 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

五～七 (略)

八 家庭的保育事業の実施に要する費用

九・十 (略)

第五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条(第三号及び第五号から第十号までを除く。)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十六条 (略)

② (略)

③ 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第三号若しくは第四号に規定する保育費用を支弁した市

必要な事項は、命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一～六 (略)

六の二 都道府県の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用(保育の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。次条第三号及び第四号並びに第五十六条第三項において同じ。)

六の三～九 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一・二 (略)

三 市町村の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用

四 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用

五～七 (略)

八・九 (略)

第五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条(第三号及び第五号から第九号までを除く。)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十六条 (略)

② (略)

③ 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第三号若しくは第四号に規定する保育費用を支弁した市

町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

④～⑩ (略)

第五十六条の八 (略)

②～④ (略)

⑤ 特定市町村は、市町村保育計画の作成及び市町村保育計画に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、保育所の設置者、家庭的保育者、子育て支援事業を行う者その他の関係者に対し調査を実施するために必要な協力を求めることができる。

第五十六条の九 (略)

②～⑤ (略)

⑥ 特定都道府県は、都道府県保育計画の作成及び都道府県保育計画に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村長、保育所の設置者、家庭的保育者、子育て支援事業を行う者その他の関係者に対し調査を実施するために必要な協力を求めることができる。

町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

④～⑩ (略)

第五十六条の八 (略)

②～④ (略)

⑤ 特定市町村は、市町村保育計画の作成及び市町村保育計画に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、保育所の設置者、子育て支援事業を行う者その他の関係者に対し調査を実施するために必要な協力を求めることができる。

第五十六条の九 (略)

②～⑤ (略)

⑥ 特定都道府県は、都道府県保育計画の作成及び都道府県保育計画に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村長、保育所の設置者、子育て支援事業を行う者その他の関係者に対し調査を実施するために必要な協力を求めることができる。

改正案	現行
<p>（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。</p>	<p>（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。</p>
<p>第七条（略）</p> <p>2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第七条（略）</p> <p>2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>
<p>三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準</p> <p>四（略）</p> <p>3 5（略）</p>	<p>三（略）</p> <p>3 5（略）</p>
<p>（市町村行動計画）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（市町村行動計画）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p>
<p>4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	

<p>5 7（略）</p>	<p>4 6（略）</p>
<p>（都道府県行動計画）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（都道府県行動計画）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2・3（略）</p>
<p>4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>5 7（略）</p>	<p>4 6（略）</p>
<p>（一般事業主行動計画の策定等）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（一般事業主行動計画の策定等）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2（略）</p>
<p>3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。</p> <p>4（略）</p>	<p>3（略）</p>
<p>5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p>6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。</p>	<p>4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。</p>
<p>（一般事業主行動計画の労働者への周知等）</p> <p>第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。</p>	

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について准用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づ

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第三項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第三項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第十九条 (略)

2・3 (略)

6 措置の実施の状況を公表しなければならない。  
(略)

(主務大臣等)

第二十二條 (略)

2 第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

3 第七条第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

4 (略)

(主務大臣)

第二十二條 (略)

2 第九条第四項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

改正案	現行
<p>第七条（略）</p> <p>2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条第四項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たつて参酌すべき標準</p> <p>四（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>第八条（市町村行動計画）（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>8（略）</p> <p>（都道府県行動計画）</p> <p>第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における</p>	<p>第七条（略）</p> <p>2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たつて参酌すべき標準</p> <p>四（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>第八条（市町村行動計画）（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7（略）</p> <p>（都道府県行動計画）</p> <p>第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における</p>
<p>2～6（略）</p> <p>7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>8（略）</p> <p>（一般事業主行動計画の策定等）</p> <p>第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届けなければならない。これを変更したときも同様とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。</p> <p>5・6（略）</p> <p>（委託募集の特例等）</p>	<p>2～6（略）</p> <p>7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>7（略）</p> <p>（一般事業主行動計画の策定等）</p> <p>第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届けなければならない。これを変更したときも同様とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、「中小事業主」という。（第十六条第一項及び第二項において）行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。</p> <p>5・6（略）</p> <p>（委託募集の特例等）</p>

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（以下この項及び次項において「中小事業主」という。）が、当該承認中小事業主団体を、労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2  
7 (略)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に必要なる労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2  
7 (略)

○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）  
（第六条関係）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>一 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>三十三 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>一 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>三十三 (略)</p> <p>4 (略)</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（道府県民税に関する用語の意義） 第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 扶養親族 道府県民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第一項に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するものと同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。</p> <p>九〇十三（略）</p> <p>二〇四（略）</p>	<p>（道府県民税に関する用語の意義） 第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 扶養親族 道府県民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するものと同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。</p> <p>九〇十三（略）</p> <p>二〇四（略）</p>
<p>（市町村民税に関する用語の意義） 第二九二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 扶養親族 市町村民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第一項に規定する里親に委託された児童</p>	<p>（市町村民税に関する用語の意義） 第二九二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 扶養親族 市町村民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三に規定する里親に委託された児童及び老</p>
<p>及び老人福祉法第十一条第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するものと同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。</p> <p>九〇十三（略）</p> <p>二〇四（略）</p>	<p>人福祉法第十一条第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するものと同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。</p> <p>九〇十三（略）</p> <p>二〇四（略）</p>



○ 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）（抄）  
（附則第十一条関係）

改正案	現行
<p>（無償貸付） 第二条（略） 2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。 一（略） 二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。 イ・ロ（略） ハ 児童福祉法の規定に基づき都道府県の委託を受けて行う当該委託に係る児童自立生活援助の実施の用 ニ・ホ（略） 三〃六（略） 3（略）</p>	<p>（無償貸付） 第二条（略） 2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。 一（略） 二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。 イ・ロ（略） ハ・ニ（略） 三〃六（略） 3（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）（抄）  
（附則第十二条関係）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。 一 児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業 二・三（略） 三〃13（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。 一 児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた児童自立生活援助事業 二・三（略） 三〃13（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

○ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（抄）  
（附則第十三条関係）

改 正 案	現 行
<p>（支給要件） 第四条（略） 2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。 一〜四（略） 五 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第一項に規定する里親に委託されているとき。 六・七（略） 3（略）</p>	<p>（支給要件） 第四条（略） 2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。 一〜四（略） 五 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三に規定する里親に委託されているとき。 六・七（略） 3（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）  
（附則第十四条関係）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一〜三十三の二（略） 三十四 扶養親族 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号（都道府県の採るべき措置）の規定により同法第六条の三第一項（定義）に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第三号（市町村の採るべき措置）の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの（第五十七條第一項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。 三十四の二〜四十八（略） 2（略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一〜三十三の二（略） 三十四 扶養親族 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号（都道府県の採るべき措置）の規定により同法第六条の三（定義）に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第三号（市町村の採るべき措置）の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの（第五十七條第一項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。 三十四の二〜四十八（略） 2（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）  
（附則第十五条関係）

改正案	現行
別表第一（第二条関係） 一～二十の二十一（略） 二十の二十二 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百一十号） 二十一～三十三（略）	別表第一（第二条関係） 一～二十の二十一（略） 二十一～三十三（略）

（傍線部分は改正部分）

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）  
（附則第十六条関係）

改正案	現行
（児童虐待を行った保護者に対する指導等） 第十一条（略） 2～4（略） 5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。	（児童虐待を行った保護者に対する指導等） 第十一条（略） 2～4（略） 5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の六の規定による請求を行うものとする。

（傍線部分は改正部分）



5  
～  
8 (略)  
なければならない。

5  
～  
8 (略)  
定める額を当該私立認定保育所に支払わなければならない。